

日本小児外科学会 Under-45 Working Group 規約

(名称)

第1条 この組織は、日本小児外科学会 Under-45 Working Group(以下「U45WG」という。)という。

(組織上の位置)

第2条 U45WG は、一般社団法人日本小児外科学会(以下「本会」という。)総合調整委員会内に下部組織として設置され、本会の意思決定を補完する助言的組織として、本会の活動と連携しつつ、若手会員の視点を活かした検討・提言および人材育成を推進するための組織的枠組みとする。

(目的)

第3条 U45WG は、前条の位置づけの下、本会および我が国の小児外科医療の発展に資することを目的として、次の事項を行う。

- (1) 若手会員の立場から生じる課題意識ならびに臨床・教育・研究現場における実体験に基づく意見を集約・協議し、本会の活動に反映させるための提言を行うこと。
- (2) 手技、教育資源等の共有・標準化、見学、メンタリング、共同研究等を通じて、次世代の人材育成および継承を推進すること。

(活動)

第4条 U45WG は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 学術集会等における企画立案、発表および活動報告
- (2) 若手会員の議論を端緒として必要性が認められた事項に関するアンケート調査その他の学術的調査、資料作成および提言書の作成
- (3) サブグループ(以下「SG」という。)によるテーマ別活動
 - ア. キャリア SG: 若手会員のキャリア形成、働き方、多様な進路選択に関する課題について、若手の視点を踏まえて検討し、情報発信および提言を行う。
 - イ. 研究 SG: 若手会員による研究活動の促進を目的として、研究環境、研究支援体制、共同研究の可能性について検討を行う。
 - ウ. レビューSG: 小児外科領域における重要テーマについて文献レビュー等を行い、学術的知見の整理および共有を図る。
 - エ. 集約化 SG: 小児外科医療提供体制の集約化・連携に関する課題について、現状把握および検討を行い、若手の視点から将来に向けた提言を行う。
 - オ. 働き方 SG: 若手会員の労働環境、勤務体制、ワーク・ライフ・バランスに関する課題について、若手の視点を踏まえて検討し、改善に向けた提言を行う。

(構成等)

第5条 U45WG は、本会会員であり、募集時点において満 45 歳以下の者をもって構成する。

2 構成員は、原則として公募により選任するものとする。

3 構成員の定員は設けない。

(運営担当者)

第6条 U45WG の運営のため、次の担当者を置く。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 若干名
- (3) 庶務 若干名
- (4) SG リーダー 各 SG につき1名

(職務)

第7条 代表は、U45WG を代表し、会務を統括する。

- 2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 庶務は、会議運営、連絡調整、議事録作成その他の実務を担う。庶務は、代表または副代表と兼任することを妨げない。
- 4 SG リーダーは、各 SG の活動計画の立案、進捗管理および成果報告を担う。

(任期および選任)

第8条 運営担当者の任期は2年とする。

- 2 代表は、任期満了ごとに交代するものとし、代表の連続再任は行わない。
- 3 副代表その他の運営担当者の再任については、これを妨げない。
- 4 代表は、U45WG 構成員の推薦または互選により選出し、その結果を総合調整委員会に報告の上、理事会の承認を得る。
- 5 その他の運営担当者は、代表が指名する。
- 6 各 SG リーダーは、各 SG 内で協議の上選出し、U45WG 全体会議にて承認を得る。

(構成員の任期)

第9条 構成員の任期は2年とする。

- 2 構成員は、各任期の開始にあたり、必要に応じて追加募集を行うものとし、募集時点において満 45 歳以下である者は応募することができる。
- 3 任期中に満 46 歳以上に達した場合であっても、当該任期満了までは構成員としての資格を有するものとする。
- 4 現任構成員は、辞退の意思表示がなく、かつ募集時点において満 45 歳以下の要件を満たす場合には、自動的に次期任期へ更新されるものとする。

(会議)

第10条 U45WG に、次の会議を開催する。

- (1) 全体会議 構成員全体を対象として開催し、U45WG の基本方針および重要事項を審議・決定する。

(2) 運営会議 運営担当者(代表, 副代表, 庶務および SG リーダー)により構成し, U45WG の運営に関する事項を協議する.

(招集等)

第 11 条 会議は, 代表が会議の目的とする事項を示して招集し, その議長となる.

(議決)

第 12 条 会議は, 出席人数にかかわらず開催することができる.

2 議事は, 当該議事について意思表示を行った構成員の過半数の賛成をもって決する.

3 当該議事について文書又は電子的方法により意思表示を行った者は, 出席者とみなす. 可否同数のときは, 議長がこれを決する.

(サブグループ)

第 13 条 U45WG は, 目的達成のため, SG を設置することができる.

2 構成員は, 希望に基づき, 一又は複数の SG に参加することができる.

3 各 SG に SG リーダーを置く.

4 SG の新設, 統合又は廃止は, 全体会議の議決による.

5 SG は, 年度ごとに活動計画および成果を運営会議に報告し, 必要に応じて全体会議に共有する.

(成果物および対外発信)

第 14 条 U45WG の活動により作成された成果物は, 原則として本会および U45WG に帰属し, 本会の規程に従い管理する.

2 調査または研究を行う場合には, U45WG 運営会議においてその必要性および内容を審議した上で, 総合調整委員会に付議し, 承認を得て実施するものとする.

3 成果物の公表, 提言その他の対外的発信については, U45WG 運営会議においてその必要性および内容を審議した上で, 総合調整委員会に報告し, その内容に応じて理事会および関係委員会の承認を得て行うものとする.

(利益相反および倫理)

第 15 条 U45WG の活動に関連して利益相反を有する構成員は, 当該事項の審議および議決に加わらない.

2 調査又は研究活動を行う場合には, 倫理および個人情報保護に十分配慮し, 本会の関連規程を遵守する.

(規約の改定)

第 16 条 この規約は, U45WG 運営会議においてその必要性および内容を審議した上で, 総合調整委員会に報告し, 理事会の承認を得て改定することができる.

附 則

この規約は、令和8年3月10日開催の理事会の承認を得た日から施行する。

(改定履歴)

・令和8年3月10日制定